

平成 26 年 7 月 1 日

お客さま各位

株式会社 福島銀行

「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」に関するお知らせ

平素は福島銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

FATCA (ファトカ) とは、米国の納税義務のある方が、米国以外の金融機関の口座を利用した租税回避を防ぐことを目的に制定されたものであり、米国以外の金融機関に対して、お客様が米国納税義務者であるか確認することを求める法律です。

平成 26 年 7 月 1 日から実施する FATCA に関する確認手続において、お客様が初めて預金口座を開設するなどの際に、米国納税義務者 (米国人等) であるかを確認するため、FATCA に関するご質問や、必要書類のご提示又はご提出をいただく場合があります。

また、米国人等に該当するお客様については、お客様の同意のもとに米国税務当局に預金口座情報を報告いたします。

お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

FATCA に関する概要については、全国銀行協会作成のご案内をご覧ください。

[「外国口座税務コンプライアンス法 \(FATCA\)」のご案内 \(PDF ファイル\)](#)

以上